

パブリック・コメントの結果について

平成19年 7月23日

1 事案

(1) 加工食品品質表示基準の一部改正案

原料原産地表示の義務対象品目である20の食品群への「緑茶飲料」及び「あげ落花生」の追加

(2) 遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準の一部改正案

遺伝子組換え食品の表示対象品目への高リシン遺伝子組換えとうもろこし及びこれを主な原材料とした加工食品の追加

2 募集期間

平成19年 3月26日から 4月25日

3 結果

(1) 加工食品品質表示基準の一部改正案

2件 御意見については別紙1参照

(2) 遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準の一部改正案

1件 御意見については別紙2参照

加工食品品質表示基準の一部改正案について

御意見

例えば中国産の原産地を表示すると、今の表示基準では日本で製造された事を示す国産マークの表示も義務づけられる事になりますが、かえって混同して紛らわしくなるのではないですか？烏龍茶飲料も中国茶葉を使用しているのに国産マークが入っていて紛らわしいです。

加工食品品質表示基準の改正案について、「緑茶飲料」を主な原材料の原産地表示を義務づける加工食品として追加することは、既に義務付けられている「緑茶」との整合性からも適切であり賛成である。

加工食品品質表示基準の一部改正案に対する意見・情報の募集

平成19年3月26日
農林水産省消費・安全局

この度、「加工食品品質表示基準(平成12年農林水産省告示第513号)」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。
今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしていきます。

1 意見公募の趣旨・目的・背景

平成19年3月23日に開催された第32回食品の表示に関する共同会議(厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会表示調査会及び農林水産省農林物資規格調査会表示小委員会の共同開催)で審議された「加工食品品質表示基準(平成12年農林水産省告示第513号)」(以下「基準」という。)の原料原産地表示について、主な原材料の原産地を義務づける加工食品として別表2に「緑茶飲料」及び「あげ落花生」を追加することを内容とする基準の改正案を取りまとめましたので、本案について、意見・情報を募集いたします。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

農林水産省消費・安全局表示・規格課において配付及び「6 公示資料」において掲載。

3 意見・情報の提出方法

(1) インターネットによる提出

(クリックして下さい。)

(2) 郵便

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省消費・安全局表示・規格課表示企画班

(3) ファクシミリ

03-3502-0594

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

個人は住所・氏名・性別・年齢・職業を、法人は法人名・所在地を明記して下さい。これらは、公表する場合がありますので、御了承願います(公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨書き添えて下さい。提出いただいた個人情報については、お問い合わせの回答や確認のご連絡に利用します。

なお、これらの情報はご意見等の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。)

5 意見・情報の提出の締切日

平成19年4月25日(郵便の場合は消印有効)

6 公示資料

基準案の概要及び新旧対照表[PDF]

【問合せ先】

農林水産省消費・安全局表示・規格課

担当：京増、中村

TEL：03-3502-8111(内線3308)

加工食品品質表示基準の改正案のポイント

「加工食品の原料原産地表示のさらなる推進について 報告書」
(平成18年4月3日)において提案された事項に関連し、以下の
改正を行うこととします。

主な原材料の原産地表示を義務づける加工食品として、

緑茶飲料

あげ落花生

を追加する。(別表2(第3条関係))

加工食品品質表示基準の一部を改正する件（案）新旧対照条文

加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）

改 正 案	現 行
<p>（義務表示事項） 第3条（略）</p> <p>別表2（第3条関係） 1～4（略） 5 <u>緑茶及び緑茶飲料</u> 6（略） 7 <u>いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類</u> 8～20（略）</p>	<p>（義務表示事項） 第3条（略） 2～4（略） 5 輸入品以外の別表2に掲げる加工食品（以下「対象加工食品」という。）にあっては、製造業者等がその容器又は包装に表示すべき事項は、第1項に掲げるもののほか、原料原産地名とする。 6・7（略）</p> <p>別表2（第3条関係） 1～4（略） 5 緑茶 6（略） 7 <u>いりさや落花生、いり落花生及びいり豆類</u> 8～20（略）</p>

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項
及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣
の定める基準の一部改正案について

御意見
例え1%のような少しでも遺伝子組換えの原材料を使用していれば、遺伝子組換え原料使用と表示するように希望します。

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成12年農林水産省告示第517号）の一部改正案に対する意見・情報の募集

平成19年3月26日
農林水産省消費・安全局

この度、「遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成12年農林水産省告示第517号）」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしています。

1 意見公募の趣旨・目的・背景

平成19年3月23日に開催された第32回食品の表示に関する共同会議（厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会表示調査会及び農林水産省農林物資規格調査会表示小委員会の共同開催）で審議された「遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成12年農林水産省告示第517号）」（以下「基準」という。）に「高リシンとうもろこし」を追加することを内容とする基準の改正案を取りまとめましたので、本案について、意見・情報を募集いたします。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

農林水産省消費・安全局表示・規格課において配付及び「6 公示資料」において掲載。

3 意見・情報の提出方法

(1) インターネットによる提出
(クリックして下さい。)

(2) 郵便

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省消費・安全局表示・規格課表示企画班

(3) ファクシミリ
03-3502-0594

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

個人は住所・氏名・性別・年齢・職業を、法人は法人名・所在地を明記して下さい。これらは、公表する場合がありますので、御了承願います（公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨書き添えて下さい。提出いただいた個人情報については、お問い合わせの回答や確認のご連絡に利用します。

なお、これらの情報はご意見等の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。）

5 意見・情報の提出の締切日

平成19年4月25日（郵便の場合は消印有効）

6 公示資料

基準案の概要及び新旧対照表[PDF]

【問合せ先】

農林水産省消費・安全局表示・規格課
担当：中村、京増
TEL：03-3502-8111（内線3309）

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準の改正案のポイント

○ 改正案の趣旨及び内容

平成18年度は、遺伝子組換え高リシンとうもろこしが、新たに食品として安全性審査が行われている状況等を踏まえ、以下のとおり表示対象品目を追加。

別表3（第3条関係）

- ①形質に「高リシン」を追加する。
- ②加工食品に「1 とうもろこしを主な原材料とするもの（左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。）」、「2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの」を追加する。
- ③対象農産物に「とうもろこし」を追加する。

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準の一部を改正する件（案）新旧対照条文
 遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成12年3月31日農林水産省告示第517号）

改 正 案	現 行								
<p>（定義） 第2条（略）</p> <p>（表示の方法） 第3条（略）</p>	<p>（定義） 第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1146 427 2134 609"> <thead> <tr> <th>用 語</th> <th>定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>特定遺伝子組換え農産物</td> <td>対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産されたことにより、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なる農産物をいう。</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（表示の方法） 第3条 対象農産物を原材料とする加工食品（これを原材料とする加工食品を含む。）のうち次の各号に掲げるものの表示に際しては、製造業者、加工包装業者又は輸入業者（販売業者が製造業者、加工包装業者又は輸入業者との合意等により製造業者、加工包装業者又は輸入業者に代わってその品質に関する表示を行うこととなっている場合にあっては、当該販売業者）は、加工食品品質表示基準第4条に規定するもののほか、その容器又は包装に次の各号に規定するところにより、対象農産物について記載しなければならない。ただし、容器又は包装の面積が30cm²以下である場合は、この限りでない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 別表3の左欄に掲げる形質を有する特定遺伝子組換え農産物を含む同表の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする加工食品（これを原材料とする加工食品を含む。）であって同表の中欄に掲げるもの</p> <p>ア 特定分別生産流通管理が行われたことを確認した特定遺伝子組換え農産物である別表3の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、加工食品品質表示基準第3条第7項の規定にかかわらず、当該原材料名の次に括弧を付して「 遺伝子組換えのものを分別」、「 遺伝子組換え」（ は、同表の左欄に掲げる形質）等特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨を記載すること。</p> <p>イ 特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された別表3の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、加工食品品質表示基準第3条第7項の規定にかかわらず、当該原材料名の次に括弧を付して「 遺伝子組換えのものを混合」（ は、同表の左欄に掲げる形質）等特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物である旨を記載すること。この場合において、「 遺伝子組換えのものを混合」等の文字の次に括弧を付して、当該特定遺伝子組換え農産物が同一の作目に属する対象農産物に占める重量の割合を記載することができる。</p> <p>2 対象農産物の表示に際しては、販売業者は、生鮮食品品質表示基準第4条に規定するもののほか</p>	用 語	定 義	（略）	（略）	特定遺伝子組換え農産物	対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産されたことにより、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なる農産物をいう。	（略）	（略）
用 語	定 義								
（略）	（略）								
特定遺伝子組換え農産物	対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産されたことにより、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なる農産物をいう。								
（略）	（略）								

、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) (略)

(2) 別表3の左欄に掲げる形質を有する特定遺伝子組換え農産物を含む同表の右欄に掲げる対象農産物

ア 特定分別生産流通管理が行われたことを確認した特定遺伝子組換え農産物である別表3の右欄に掲げる対象農産物の割合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して、「 遺伝子組換えのものを分別」、「 遺伝子組換え」(は、同表の左欄に掲げる形質)等特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨を記載すること。

イ 特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された別表3の右欄に掲げる対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「 遺伝子組換えのものを混合」(は、同表の左欄に掲げる形質)等特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物である旨を記載すること。この場合において、「 遺伝子組換えのものを混合」等の文字の次に括弧を付して、当該特定遺伝子組換え農産物が同一の作目に属する対象農産物に占める重量の割合を記載することができる。

3・4 (略)

別表3 (第3条関係)

形 質	加 工 食 品	対象農産物
高オレイン酸	1 大豆を主な原材料とするもの(脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。) 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	大豆
高リシン	1 <u>とうもろこしを主な原材料とするもの(左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。)</u> 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	<u>とうもろこし</u>

別表3 (第3条関係)

形 質	加 工 食 品	対象農産物
高オレイン酸	1 大豆を主な原材料とするもの(脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。) 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	大豆